

議案第 75 号

日出町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日出町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日出町後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年日出町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条を第 11 条とし、第 9 条を第 10 条とする。

第 8 条の前の見出しを削り、同条を第 9 条とし、同条の前に見出しとして「(過料)」を付する。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(保険料の納期前の納付)

第 5 条 被保険者又は連帯納付義務者は、納入通知書に記載された普通徴収に係る保険料の納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の保険料を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険料をあわせて納付することができる。

附則第 2 条中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

理 由

保険料の納期前納付について定めたいので提出する。